

無利息普通預金規定

無利息普通預金〔決済用預金〕（以下、「本預金」といいます。）については、普通預金規定（または総合口座取引規定）によるほか、次の規定（以下、「本規定」といいます。）により取扱います。

なお、普通預金規定（または総合口座取引規定）と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

1. 無利息普通預金〔決済用預金〕

- (1) 無利息普通預金（総合口座取引における無利息普通預金を含みます。以下、同じです。）は、後記(2)の決済用預金に該当します。
- (2) 決済用預金は「①決済サービスを提供できる、②預金者が払戻をいつでも請求できる、③利息がつかない」という3要件を満たす預金とし、預金保険制度による全額保護の対象となります。

（注）総合口座の担保定期預金は決済用預金ではありませんので、全額保護の対象とはなりません。

2. 利息

普通預金規定（または総合口座取引規定）にかかわらず本預金には利息をつけません。

3. 無利息普通預金の取扱

- (1) ご利用中の普通預金（または総合口座普通預金）を無利息普通預金に変更する場合は、通帳および届出の印章をご持参ください。
- (2) 前(1)において、未払いの普通預金利息がある場合、その利息は無利息普通預金への変更後、最初に到来する利息組入日（2月または8月の当行所定の日）に当該普通預金に組入れます。

4. 無利息普通預金の取止

- (1) 無利息普通預金を普通預金（または総合口座普通預金）に変更する場合は、通帳および届出の印章をご持参ください。
- (2) 前(1)により普通預金へ変更した場合は、無利息普通預金〔決済用預金〕規定の適用を取止め、普通預金規定（または総合口座取引規定）を適用するものとします。
- (3) 前(1)により普通預金へ変更した後は、普通預金規定にもとづき利息をつけます。
- (4) 前(1)により普通預金へ変更した後は、決済用預金ではなくなりますので、預金保険制度による全額保護の対象とはなりません。

以 上